

議案第 83 号

石岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例を制定することについて，地方自治法（昭和 22 年法
律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

令和 2 年 9 月 1 日 提 出

石岡市長 谷 島 洋 司

提 案 理 由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い，
所要の改正を行うため。

石岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

石岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成26年石岡市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「指定都市」の次に「若しくは同法第252条の22第1項の
中核市」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。